

教私第1171号
令和2年4月13日

府内私立専修学校（一般課程、専門課程）設置者、校長様
府内私立各種学校（外国人学校を除く）設置者、校長様

大阪府教育庁私学課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力の要請等について（通知）

標記について、本日開催されました第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、府内における感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づき、施設の使用制限の要請を行うこととなりました。

つきましては、校舎の面積が1000平方メートルを超える専修学校及び各種学校においては、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの間、学校施設を使用した教育活動を行わないこととしてください。

校舎の面積が1000平方メートル以下の専修学校及び各種学校については、法に基づく使用制限の対象とはなりません。要請の趣旨を踏まえ、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの間、学校施設を使用した教育活動を行わないようご協力をお願いします。

現在、大阪は、新型コロナウイルスの爆発的感染拡大を食い止めるため、重要な局面を迎えており、この危機的状況を乗り越えるため、府全体で適切に行動することが求められています。専修学校、各種学校設置者の皆様におかれましては、今回の要請及び協力依頼の趣旨についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、臨時休業等の状況について報告をお願いすることとしております。後日、報告様式をお示ししますので、案内に従って報告をお願いします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【添付文書】

- (1) 施設の使用制限の要請等について（第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における専門学校等の臨時休業の実施に係る考え方等について（令和2年4月7日付け2文科教第39号文部科学省総合教育政策局長発出周知）

（お問い合わせ先）
大阪府教育庁私学課
総務・専各振興グループ
貞末、江藤（06-6941-0351 内線 4862）